

海産物の電話勧誘に注意！

冬は海産物を購入することが多い季節です。断りづらい電話勧誘や一方的に商品を送り付けてくる業者には注意しましょう。



【事例】

- ・高齢の母に「以前購入していただいた方に連絡している。日本産の海産物が海外で売れなくなっているので購入してほしい。」との電話があった。3万円と高額であったため、母は断ろうとしたが、業者からの連絡がしつこく、曖昧に回答していた。家族から業者に断りの連絡を入れようとしたが、電話がつながらないまま、商品が代引配達で届いた。
- ・「海産物が海外に売れなくて困っている。北海道支援のために海産物を購入してほしい。」と連絡があり、北海道産で質もよいとのことなので購入することにした。代引配達で届いた品物を確認すると、とても値段に見合うものではなかったので、業者に連絡して返品したが、いまだに返金はない。

～アドバイス～

- ・電話で勧誘を受けた際に、少しでもおかしいと感じたらきっぱり断りましょう。
- ・電話勧誘で購入した場合は、契約書面等を受け取ってから8日以内であればクーリング・オフができます。
- ・断ったにも関わらず、商品が届いた時は、送り主の住所や連絡先をメモしたうえで、受取を拒否しましょう。
- ・もし代引配達で受け取ってしまった場合でも、一方的に送り付けられた商品の代金を支払う必要はありませんので、業者に返金を求めましょう。
- ・不安を感じたり、業者とトラブルになったときは消費者ホットライン（188）や消費生活センターに相談してください。

消費生活相談・多重債務相談 《相談無料・秘密厳守》

旭市消費生活センター 旭市二の2132番地

月曜日～金曜日（平日） 午前9時～正午・午後1時～午後4時

直通電話 0479-62-8019